平成２４年（フ）第５４４号
埼玉県久喜市鷲宮４丁目16番19号、旧住所埼玉県久喜市久喜本833番地62
債務者　樋渡　憲二
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２４号
埼玉県川口市西川口２丁目11番10号
債務者　篠田　静江
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７６号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地９―204
債務者　岩本　義雄
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
埼玉県春日部市大場1386番地　あおぞらリビング武里、旧住所埼玉県春日部市谷原３丁目４番地１　ブルータウン２号棟102号
債務者　山本　孝子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８８６号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目19番地10　センチュリーアネックス406
債務者　本田　大輔
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９１号
埼玉県東松山市松葉町４丁目７番42号、申立時の住所埼玉県川越市大字南田島2035番地１コーポ桜井１号室
債務者　山　　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３号
千葉県山武市上横地864番地15
債務者　山下　雅子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６６号
静岡県御殿場市深沢1643番地
債務者　福島　裕芳
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
静岡県伊豆の国市南條215番地の１　ハイツたかせい101号、前住所静岡県伊豆の国市南條193番地の１　高野コーポ302号
債務者　川村　慎一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
愛知県一宮市大和町於保字四之宮84番地３市営大和東住宅140号
債務者　鳥原いずみ
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８号
京都府舞鶴市字倉谷25番地２―142号
債務者　縄　　嗣功
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
京都府舞鶴市字倉谷25番地２―142号
債務者　縄　　光子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
岡山県美作市楢原中373番地
債務者　島岡　敏孝
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６１号
広島県廿日市市宮内4530番地２
債務者　津郷　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４７号
栃木県足利市常見町３丁目12番地　鵤木団地３―26
債務者　足立　靖子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４２４号
東京都町田市鶴間1525番地サンガーデン南町田Ａ―205
債務者　石井　孝治
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０８号
栃木県小山市大字島田1197番地２
債務者　荒巻　信義（旧姓上橋）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係